

# 冷凍設備事業（冷凍設備・フロンの販売・冷凍設備のメンテナンス・冷媒回収など）に係る高圧ガス保安法上の手続き

柏崎市消防本部 予防課危険物保安係

冷凍設備のメンテナンスにおける冷媒ガスの充填などは、高圧ガス保安法で規制を受けます。以下について確認の上、必要な手続きを行ってください。

## 1 高圧ガス保安法の適用を受け、届け出などの手続きが必要な行為

(1) 業務用エアコン、クーラーなどの大型冷凍設備（注2）を販売（取次ぎの場合を含む。）する場合

→高圧ガスを販売する場合に該当します。

(2) 冷凍機に冷媒ガスを補充する場合

→高圧ガスを販売する場合、高圧ガスを貯蔵して販売する場合、高圧ガスを製造する場合に該当する可能性があります。（該当しない場合：注1、注3）

(3) 冷凍機から冷媒ガスを回収する場合（高圧ガス保安法適用除外、回収装置を用いる場合を除く。）

→高圧ガスを製造する場合に該当します。

(4) フロンの入ったボンベを販売（取次ぎの場合を含む。）する場合

→高圧ガスを販売する場合に該当します。（注1に該当する場合は届け出不要になります。）また、高圧ガスを貯蔵して販売する場合に該当する可能性があります。

## 2 必要な届け出書類の種類

- ・高圧ガスを販売する場合・・・「高圧ガス販売事業届書」（1～3ページ参照）
- ・高圧ガスを貯蔵して販売する場合・・・「販売高圧ガス貯蔵届書」（3ページ参照）
- ・高圧ガスを製造（冷媒ガスを充填・改修）する場合・・・「高圧ガス製造事業届書」（3、4ページ参照）

高圧ガスの販売・製造では用いる容器の大きさによって届け出が不要となる場合があります。その概要をまとめたものが「4 容器の大きさ別 販売・製造事業届の必要の有無一覧表」にありますのでご覧ください

## 3 各届け出の詳細

(1) 高圧ガス販売事業届書

販売所ごとに届け出る必要があります。例えば、柏崎市に本社、上越市と長岡市に支店があり、その3ヶ所で大型冷凍設備の販売を行う場合には、3つの販売事業届が必要となります。会社で1つの届け出とならないのでご注意ください。

ア 届け出が必要な販売行為

(ア) メンテナンスなどで冷凍設備に高圧ガス（フロンなど）の補充を行う場合（注1の場合を除く。）

(イ) 高圧ガスを容器により販売する場合（注1の場合を除く。）

(ウ) 高圧ガスが封入されている大型冷凍設備（注2）の販売を行う場合

(エ) 高圧ガスを導管その他の移送行為（(ア)～(ウ)を除く。）により販売する場合

(オ) 上記（ア）から（エ）の販売のうち、高圧ガスの取り扱いとは他者が行い、当該販売所では販売契約のみを行う場合（ガスを直接取り扱わない、いわゆる伝票販売）

注1…次の場合は届け出不要

a 内容積が1.2リットル以下の容器のみによりフロンを販売する場合で、貯蔵数量が常時容積5m<sup>3</sup>未満の販売所の場合

b 内容積が1リットル以下の保安法適用除外となっているフロン缶で補充・販売する場合

注2…大型冷凍設備とは、冷媒ガスがフロン、アンモニアの場合は冷凍能力50トン以上、その他のガスの場合には冷凍能力20トン以上の冷凍設備を指す

なお、(ア)、(イ)、(エ)は一般高圧ガス保安規則、(ウ)は冷凍保安規則による販売の基準が適用されます。(オ)は(ア)～(エ)の対応する販売行為に係る規則の販売の基準が適用されます

イ 届け出様式：高圧ガス販売事業届書（5ページ）

◇添付書類

・販売計画書（6ページ）

※7ページの記入例を参考にしてください。

・販売の方法に係る技術上の基準（8ページ）

※上記（ア）、（イ）、（エ）及びそれに関連する（オ）の販売に該当する場合は一般高圧ガス保安規則の技術上の基準、上記（ウ）及びそれに関連する（オ）の販売に該当する場合は冷凍保安規則の技術上の基準、両方の場合は全ての技術上の基準の部分を記載してください。9ページの記入例を参考にしてください。

・販売所の位置を示した図面（住宅地図の写しなど）

・高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳

※下表の事項を記載するものとし、様式は任意です。保安台帳の例は10、11ページを参考に作成してください。

帳簿名	記載すべき事項
高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳	1 引渡し先の名称及び所在地 2 当該引渡し先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を有する者が望ましい。）の氏名 3 (ア) 直接消費者に販売する者にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態など (イ) 消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の販売業者の届け出年月日

- ・ 高圧ガスを容器により授受した場合の容器授受簿

※上記（ア）及び（イ）の場合のみ必要となります。下表の事項を記載するものとし、様式は任意です。12ページを参考に作成してください。

帳簿名	記載すべき事項
高圧ガスを容器により授受した場合の帳簿	1 充填容器の記号及び番号 2 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充填質量） 3 授受先 4 授受年月日

## (2) 販売高圧ガス貯蔵届書

販売事業届に付随して必要となる届け出です。なお、貯蔵とは高圧ガスが入っているボンベや大型冷凍設備を置いておく場合を指します。

### ア 届け出が必要な場合

高圧ガスの販売事業を行うために、高圧ガスを貯蔵する場合

※上記(1)ア（ア）、（イ）のために高圧ガスを保管しておく場合が該当します。

※貯蔵量が3,000kg以上となる場合は、販売高圧ガス貯蔵届書ではなく第二種貯蔵所設置届書が必要となります。

### イ 届け出様式：販売高圧ガス貯蔵届書（13ページ）

#### ◇添付書類

- ・ 貯蔵の方法に係る技術上の基準（14ページ上表）
- ・ 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量（14ページ下表）  
 ※15ページ記入例を参考に作成してください。貯蔵量の欄には、貯蔵を予定している最大の量を記載してください。
- ・ 貯蔵場所の構造を示す図面  
 ※充填容器の置き場所と、残ガス容器（客先で使用後の容器）の置き場所の区分、屋根の設置状況、販売事務所との位置関係を示してください。
- ・ 貯蔵場所の付近の状況を示す図面  
 ※住宅地図の写しなど

## (3) 高圧ガス製造事業届書

高圧ガスのある容器（例えばフロンボンベ）から他の容器（例：冷凍機の液だめ）に移し替える行為は、高圧ガスの製造となり規制を受けます。これを反復継続して行う場合、高圧ガス製造事業となるので、届け出の対象となります。

### ア 届け出が必要な場合

（ア）冷凍設備に高圧ガスを補充する場合（注3の場合を除く。）

（イ）高圧ガス保安法適用除外とならないフロン回収装置などを用いて冷媒を回収する場合（高圧ガス保安法適用除外となる回収装置かどうかはメーカーにお問い合わせください。）

（ウ）容器やフロン回収装置から他の容器へ高圧ガスの移充填を行う場合

注3…次の場合は高圧ガスの製造とならないので届け出は不要となります。

- a 高圧ガス保安法適用除外のフロン回収装置から直接冷凍設備にフロンを補充する場合
- b 冷凍能力が3トン（冷媒が不活性なフロンの場合は5トン）未満である冷凍設備に冷媒を補充する場合  
※冷凍能力の算出方法は冷凍保安規則第5条によります（または、メーカーにお問い合わせください）
- c 設備（ゲージマニホールド、減圧弁、バルブ、ホースなど）内のガスの容積（温度0℃、圧力0Paの状態に換算した容積）が0.15m<sup>3</sup>以下で、二酸化炭素又はフルオロカーボン（不活性ガスに限る。）を充填する場合

イ 届け出様式：高圧ガス製造事業届書（16ページ）

◇添付書類

- ・製造計画書（17ページ）  
※18ページの記入例を参考に作成して下さい。
- ・作業手順書
- ・チャージングホース、マニホールド、回収装置などの仕様書やカタログ（主要な（冷凍能力などがわかる）部分）の写し

#### 4 容器の大きさ別、販売・製造事業届書の必要有無一覧表

不活性フロンガスを冷凍装置へ補充する場合の届け出の種類、要否は下表のとおりです

ア 補充に使用する容器の大きさと貯蔵量から見た、販売事業届書、貯蔵届書の要否

補充に使う容器 貯蔵量	保安法適用除外 フロン缶	容積1.2ℓ以下 (左を除く)	容積1.2ℓ超
貯蔵しない	×	×	○
常時5m <sup>3</sup> （50kg）未満	×	×	☆
常時5m <sup>3</sup> （50kg）以上	×	☆	☆

×：届け出不要 ○：販売事業届書のみ ☆：販売事業届書・貯蔵届書の両方

イ 補充に使用する容器の大きさとガスを補充する冷凍機の冷凍能力から見た販売事業届書・製造事業届書の要否

補充に使う容器 ガスを補充する冷凍設備の冷凍能力	保安法適用除外 フロン缶	容積1.2ℓ以下 (左を除く)	容積1.2ℓ超
常時5m <sup>3</sup> （50kg）未満	×	×	○
常時5m <sup>3</sup> （50kg）以上	□	□	☆

×：届け出不要 ○：販売事業届書のみ □：製造事業届書のみ

☆：販売事業届・製造事業届書の両方

一般則様式第21 (第37条関係)

液石則様式第21 (第38条関係)

冷凍則様式第13 (第26条関係)

高圧ガス販売事業届書	一般 液石 冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
販売所所在地			
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

柏崎市長 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

## 販売計画書

### 1 販売の目的

### 2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充てん容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず、直接充てん容器等を運搬せずに販売する

### 3 容器置場の有無（○で囲む）

有 無

### 4 販売するガスの種類

ガスの区分	容器置場に貯蔵するガスの種類	容器置場に貯蔵しないガスの種類
特殊高压ガス		
可燃性毒性ガス		
可燃性ガス		
毒性ガス		
酸素		
液化石油ガス		
その他のガス		

備考 1 混合ガスについては、該当するガスの区分の欄に記入し、混合比率を記載すること。

別記第11号様式（第43条、第45条関係）

## 販売計画書

1 販売の目的

- ・大型冷凍設備を顧客に提供するため
- ・冷凍機のメンテナンスに伴い、冷媒ガスを補充して販売するため
- ※高圧ガス保安法適用除外回収装置から直接冷凍設備に補充する

2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充てん容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず、直接充てん容器等を運搬せずに販売する

3 容器置場の有無（○で囲む）

( 有 ) 無

4 販売するガスの種類

ガスの区分	容器置場に貯蔵するガスの種類	容器置場に貯蔵しないガスの種類
特殊高圧ガス		
可燃性毒性ガス		
可燃性ガス		
毒性ガス		
酸素		
液化石油ガス		
その他のガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 1 3 4 a</li> <li>・ R 4 0 4 a</li> <li>・ R 4 0 7 c</li> </ul>	

備考1 混合ガスについては、該当するガスの区分の欄に記入し、混合比率を記載すること。

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項（フロン販売用）

適用法令	項目	申請内容
一般則第 40 条第 1 号 冷凍則第 27 条第 3 号	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。	
一般則第 40 条第 2 号 冷凍則第 27 条第 1 号	充填容器等・冷媒設備の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食・その強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガス・冷媒ガスが漏洩していないものをもってすること。	
冷凍則第 27 条第 2 号	冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
一般則第 95 条第 1 項	高圧ガスを容器により授受した場合は、充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては充填質量）、授受先並びに授受年月日を記録し、2年間保存する。	

## 販売の方法に係る技術上の基準に関する事項（フロン販売用）

適用法令	項目	申請内容
一般則第 40 条第 1 号 冷凍則第 27 条第 3 号	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。	別紙のとおり台帳を備え記録する
一般則第 40 条第 2 号 冷凍則第 27 条第 1 号	充填容器等・冷媒設備の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食・その強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガス・冷媒ガスが漏洩していないものをもってすること。	基準どおり遵守する
冷凍則第 27 条第 2 号	冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	基準どおり遵守する
一般則第 95 条第 1 項	高圧ガスを容器により授受した場合は、充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては充填質量）、授受先並びに授受年月日を記録し、2年間保存する。	別紙のとおり授受簿を備え記録する







第 9 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

販売高圧ガス貯蔵届

年 月 日

柏崎市長 様

届出者  
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり、販売する高圧ガスを貯蔵したいので、届け出ます。  
記

名称 (販売所の名称を含む。)	
事務所（本社）所在地	電話番号
販売所所在地	電話番号
貯蔵場所所在地	電話番号
貯蔵する高圧ガスの種類	
※受付欄	※経過欄

添付書類

- 1 高圧ガス保安法第 15 条第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
- 2 貯蔵場所の構造を示す図面
- 3 貯蔵場所の付近の状況を示す図面

注 ※印の欄は、記載しないでください。

### 貯蔵の方法に係る技術上の基準

規則		項目	申請内容
一般	液石		
18条2号	19条2号	容器により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	ロ	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	
ハ		シアン化水素は、1日に1回以上当該ガス漏えいのないことを確認すること。	
ニ		シアン化水素は、容器に充填した後60日を越えないものをする事。 ※ただし、純度98%以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。	
ホ	イ	船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 ※ただし、法第16条第1項の許可を受けた場合、法第17条の2第1項の届出を行った場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。	
ヘ		一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	
6条2項8号	6条2項7号	容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。 ※ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充填容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合にはロ及びニに適合することを要しない。	
イ	イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ロ		可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ハ	ロ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	
ニ	ハ	容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。 ※ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	
ホ	ニ	充填容器等は、常に温度40℃（超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと。	
ト	ホ	充填容器等（内容積が5ℓ以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
チ	ヘ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	

備考 申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

### 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
	m <sup>3</sup> kg	本	m <sup>3</sup> kg
	m <sup>3</sup> kg	本	m <sup>3</sup> kg
	m <sup>3</sup> kg	本	m <sup>3</sup> kg
最大貯蔵量（合計）		本	m <sup>3</sup> kg

## 貯蔵の方法に係る技術上の基準

規則		項目	申請内容
一般	液石		
18条 2号	19条 2号	容器により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	ロ	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	該当なし
ハ		シアン化水素は、1日に1回以上当該ガス漏えいのないことを確認すること。	該当なし
ニ		シアン化水素は、容器に充填した後60日を越えないものをする事。 ※ただし、純度98%以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。	該当なし
ホ	イ	船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 ※ただし、法第16条第1項の許可を受けた場合、法第17条の2第1項の届出を行った場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。	車両上で貯蔵しない
ヘ		一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	使用しない
6条 2項 8号	6条 2項 7号	容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。 ※ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充填容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合にはロ及びニに適合することを要しない。	
イ	イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	区分する
ロ		可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	区分する
ハ	ロ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	必要な物以外置かない
ニ	ハ	容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。 ※ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	該当なし
ホ	ニ	充填容器等は、常に温度40℃（超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと。	屋根を設ける
ト	ホ	充填容器等（内容積が5ℓ以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	チェーンをかける
チ	ヘ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	該当なし

## 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
フルオロカーボン407c	m <sup>3</sup> 20kg	10本	m <sup>3</sup> 200kg
フルオロカーボン134a	m <sup>3</sup> 50kg	10本	m <sup>3</sup> 500kg
	m <sup>3</sup> kg	本	m <sup>3</sup> kg
最大貯蔵量（合計）		20本	m <sup>3</sup> 700kg

一般則様式第2（第4条関係）

液石則様式第2（第4条関係）

冷凍則様式第2（第4条関係）

高圧ガス製造（事業）届書	一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

柏崎市長 様

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

# 製造計画書

1 製造の目的

2 処理能力 (m<sup>3</sup>/日)

3 高圧ガス設備等の概要

4 一般高圧ガス保安規則第12条の技術上の基準に対応する事項

適用法令	準用条項	基 準	対 応 状 況
第1項第2号	一般則第8条 第1項第1号	製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積場所の付近にないこと。	
	一般則第8条 第1項第2号	製造施設には、製造作業中その外部から見えやすいように警戒標を掲げること。	
第2項第1号		高圧ガスを容器に充填するときは、火気を取り扱う場所、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から5m以内でないこと。	
第2項第2号	一般則第6条 第2項第4号	高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に異常の有無を確認する他、1日1回以上製造設備の作動状況を点検し、異常のある時は、危険を防止する措置を講じること。	
第1項第2号	一般則第6条 第2項第5号	ガス設備の修理又は清掃は、予め作業の責任者を定め、作業計画書に従い、作業責任者の監視の下に行うこと。また、修理等が終了した時は、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後で行うこと。	
	一般則第6条 第2項第6号	製造設備に設けたバルブを操作する場合には、過大な力を加えないよう必要な措置を講じること。	
	一般則第6条 第2項第8号	(1) 充填容器と残ガス容器は区分して置くこと (2) 容器置場には必要なもの以外おかないこと (3) 充填容器等は常に温度40度以下に保つこと (4) 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしない	

## 製造計画書

1 製造の目的

2 処理能力 (m<sup>3</sup>/日)

3 高圧ガス設備等の概要

4 一般高圧ガス保安規則第12条の技術上の基準に対応する事項

適用法令	準用条項	基 準	対 応 状 況
第1項第2号	一般則第8条 第1項第1号	製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積場所の付近にないこと。	付近になし
	一般則第8条 第1項第2号	製造施設には、製造作業中その外部から見えやすいように警戒標を掲げること。	警戒標を掲げる ※掲げるものを記入
第2項第1号	/	高圧ガスを容器に充填するときは、火気を取り扱う場所、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から5m以内でないこと。	火気等の付近で充填しない
第2項第2号	一般則第6条 第2項第4号	高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に異常の有無を確認する他、1日1回以上製造設備の作動状況を点検し、異常のある時は、危険を防止する措置を講じること。	基準どおり点検する
第1項第2号	一般則第6条 第2項第5号	ガス設備の修理又は清掃は、予め作業の責任者を定め、作業計画書に従い、作業責任者の監視の下に行うこと。また、修理等が終了した時は、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後で行うこと。	基準どおり遵守する
	一般則第6条 第2項第6号	製造設備に設けたバルブを操作する場合には、過大な力を加えないよう必要な措置を講じること。	基準どおり遵守する
	一般則第6条 第2項第8号	(1) 充填容器と残ガス容器は区分して置くこと (2) 容器置場には必要なもの以外おかないこと (3) 充填容器等は常に温度40度以下に保つこと (4) 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしない	(1) 区分する (2) 置かない (3) 40度以下に保つ (4) チェーンをかける